

業務管理体制整備等について

1 趣旨

介護サービス事業者が適切な事業運営や利用者へのサービス提供が行うよう、平成 20 年の介護保険法改正により、介護サービス事業者に対し、事業の規模に応じた適切な業務管理体制を整備することが義務付けられた。しかしながら、全国的にも不正事案等が後を絶たない中、不正事案の防止等を図るため、平成 27 年度集団指導研修において、事業者に対して、あらためて業務管理体制の整備について周知する。

(例 指定居宅サービス事業者の場合)

《介護保険法第 74 条第 6 項》

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 業務管理体制に係る介護保険法等の概要

別紙のとおり

3 業務管理体制の整備

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図る。

(1) 業務管理体制の整備の基準

指定・許可の 事業所等の数 ※	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の 選任	法令遵守マニユア ルの整備	法令遵守に係る 監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

※ 事業所・施設数には介護予防及び介護予防支援事業所を含む。

※ みなし事業所は除く。

みなし事業所とは

保険医療機関（病院・診療所・薬局）が行う居宅サービス及び介護予防サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所をいう。

※ 総合事業における介護予防・生活支援事業は事業所・施設数から除きます。

法令遵守責任者とは

不正行為を未然に防止する法令遵守体制の整備は、事業者（法人）の自己責任において取り組むべきものである。法令遵守責任者は資格や役職は問わないが、介護保険関係の法令等に精通し、事業者内部に法令遵守を徹底する役割を担う。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区 分	届 出 先
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が広島県内のみ所在する事業者	
地域密着型サービス（予防含む）のみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町長（介護保険担当課）
すべての指定事業所が広島市内に所在する事業者	広島市長（介護保険担当課）
上記以外の事業者	広島県知事（健康福祉局地域福祉課）

※ 2つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者は、主たる事業所が所在する都道府県に届出してください。

(3) 届出が必要となる事由等

届出が必要となる事由	提出期限
業務管理体制の整備に関して届け出る場合	遅滞なく
事業所等が指定等されたことにより届出先が変更した場合 【例：市町⇒県、県⇒厚生労働省への変更】 (注) この場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関双方に届出してください。	
届出事項に変更があった場合 (注) 次の場合は変更の届出は必要ありません。 <ul style="list-style-type: none">事業所数等に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されていない場合法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	

※ 届出していない事業者は遅滞なく届出してください。

- ※ 届出内容に変更があった場合は速やかに所定の様式により変更届出を提出してください。(特に「事業の規模」,「法令遵守責任者」,「法人本部所在地・連絡先」に変更があった場合)

別紙

「業務管理体制に係る介護保険法等の概要」

区分	趣旨	主な内容
業務管理体制の整備	事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業の運営の適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を義務付け等 事業規模に応じた義務とする。等
本部への立入検査等	業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為等への組織的関与の有無等を確認するため、立入検査権を創設する。	<ul style="list-style-type: none"> 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令、公表。等
処分逃れ対策	事業者による取消処分等の処分逃れを防止する。	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査中に廃止届出を出した場合を指定・更新等の欠格事由に追加 指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合については、指定・更新の欠格事由。等
指定・更新の欠格事由の見直し	連座制について一律・機械的に適用するのではなく、事業者の不正行為に対する組織的関与の有無に応じた対応が可能な仕組み。	<ul style="list-style-type: none"> 連座制の仕組みは維持し、不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断 等
サービス確保対策の充実	事業の休廃止時における利用者等に対する継続的なサービスの確保を図るため、事業を休廃止しようとする事業者に対し、利用者等の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合の勧告・命令 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う。等